

今週の専門用語

新築に準ずる状態

措置法70条の2の委任を受けた措規23条の5の2は、新築に準ずる状態を、「屋根（その骨組みを含む）を有し、土地に定着した建造物として認められる状態」と規定している。この新築に準ずる状態にあるものは、住宅用家屋の「取得」の場合には、適用対象に含まれないことに注意が必要。分譲住宅、分譲マンションの取得において住宅取得等資金の特例が適用できるのは、贈与を受けた翌年3月15日までに売主から住宅用家屋の引渡しを受けた場合となる（措通70の2-8など）。

PFI

正式名称はプライベート・ファイナンス・イニシアチブ。公共事業を実施するための手法の1つである。従来の公共事業とは異なり、事業に必要な資金の一部をPFI事業を営む特別目的会社（SPC）が金融機関から借り入れる点に特徴がある。これにより、発注者である地方公共団体は、建設時期に一度に資金を支出する必要がなくなり、提供されるサービスの対価として、SPCに資金を支払うことになる。SPCは、その収入で借入金を返済する。現在383件のPFI事業の実施方針が策定されている。

債権者代位権

例えば、AがBに100万円、BがCに100万円をそれぞれ貸し付けており、Bが破産状態にあるとする。Aは、BがCから借金を返してもらい、それを自分に返して欲しいと願うはずだが、BがCに対する債権を行使しようとしないうとする。この場合、AがBに代わって（代位して）Cへの債権を回収する権利を債権者代位権という。ただ、債権を行使するか否かは本来はBの自由であるため、債権者代位権は、Bが無資力であることや、Cへの債権を行使しない等の要件を満たす場合にのみ認められる。

編集室

◆衆議院選挙は自民党の圧勝で政権交代となった。平成25年度税制改正の審議も仕切り直しとなり、税制改正大綱も29年ぶりに年明けの決定となる。◆自民党税調は早くも始動。ただ、平成25年度税制改正法案が年度内成立となるかは難しい状況だ。年度末で期限切れとなる租税特別措置を存続させる日切れ法案などの対応が焦点となる。消費税率引上げも控え、大きな動きがありそうだ。◆最後となりましたが、本年も週刊T&Amasterをご愛読頂きまして、ありがとうございました。来年も皆様の実務に直結するようなニュースをお伝えしてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。（MIN）

週刊T&Amaster 第480号

2012年12月24日発行（毎週月曜発行）

【編集人】南館茂雄

【発行人】村田幸雄

【発行所】株式会社ロータス21

〒104-0045 東京都中央区築地2-11-11 6F

【販売】新日本法規出版株式会社

〒460-8455 名古屋市中区栄1-23-20

【お問合せ】販売・広告 (052)211-1525

記事内容 (03)5281-0020 ta@lotus21.co.jp